



今月のニュース

臨時福祉給付金と障害・遺族年金受給者向け給付金
 臨時福祉給付金と障害・遺族年金受給者向け給付金について、給付対象となる可能性の高いかたに、9月下旬から申請書を郵送します。
 なお、申請から振り込みまで2カ月程度かかります。

臨時福祉給付金

対象 次の条件を全て満たすかた
 ①平成28年1月1日時点で深谷市に住民登録している
 ②平成28年度市県民税が非課税で課税者の扶養などになっていない（青色申告、白色申告の専従者などを含む）
 ③生活保護などの公的扶助を受給していない
 支給額 3000円

障害・遺族年金受給者向け給付金

対象 臨時福祉給付金対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金または遺族基礎年金の受給権を持つかた（高齢者向け給付金を受給したかたは対象外）

支給額 3万円

【2共通】

申し込み 9月26日（月）～平成29年1月13日（金）までに、申請書を、同封された返信用封筒で郵送、または直接深谷図書館3階窓口へ（平日の午前9時～午後5時）

申請受付会

次の日程で申請の受け付けを行います。

とき・ところ

- 10月7日（金）：花園公民館
- 10月12日（水）：川本公民館
- 10月18日（火）：大寄公民館
- 10月21日（金）：岡部公民館



市有財産を一般競争入札で売却します

●問い合わせ 公共施設改革推進室（☎568 - 5009）

売却予定物件

物件番号	種類	所在地番	地目	地積(m)
28 - 1	土地	上柴町東1丁目30 - 4	宅地	245.00
28 - 2	土地	緑ヶ丘732	雑種地	368.21
28 - 3	土地	田中字沢口前 2920 - 2、2923 - 3	宅地	220.48
28 - 4	土地	緑台2 - 1	宅地	258.93
28 - 5	土地	原郷字南原 2149 - 26、2150 - 25	宅地	183.59
28 - 6	土地	東方町3丁目26 - 5	宅地	300.56
28 - 7	土地	東方町3丁目26 - 10	宅地	222.50
28 - 8	土地	東方町3丁目26 - 11	宅地	167.18
28 - 9	土地	長在家字前天沼 1037	雑種地	1,390.78
28 - 10	土地	上柴町東1丁目16 - 2	宅地	276.46
28 - 11	土地	上柴町東7丁目15 - 17	宅地	289.74
28 - 12	土地	西島町2丁目2 - 2	宅地	245.87
28 - 13	土地	上野台字角裏 3076 - 1	雑種地	1,345.00
28 - 14	土地	榛沢字下 108 - 1	宅地	1,035.91

実施要領の配布期間 9月20日（火）～10月31日（月）
 実施要領の配布場所 問い合わせ先または市ホームページ『深谷市公売』で検索から入手できます。
 応募期間 10月11日（火）～31日（月）



入札日 11月18日（金）

※測量中のため地積が変更になる場合があります

国民年金からのお知らせ

●問い合わせ 熊谷年金事務所（☎522 - 5012） 保険年金課（☎574 - 6641） 岡部市民生活課（☎585 - 5496）
 川本市民生活課（☎583 - 2783） 花園市民生活課（☎584 - 1121）

平成28年度中に追納する場合の月額

年度	全額免除納付猶予学生納付特例	3/4免除	半額免除	1/4免除
平成18年度の月分	15,000円	11,240円	7,500円	3,740円
平成19年度の月分	15,030円	11,270円	7,520円	3,750円
平成20年度の月分	15,140円	11,360円	7,570円	3,780円
平成21年度の月分	15,230円	11,420円	7,620円	3,800円
平成22年度の月分	15,490円	11,610円	7,750円	3,870円
平成23年度の月分	15,280円	11,450円	7,640円	3,810円
平成24年度の月分	15,130円	11,340円	7,560円	3,780円
平成25年度の月分	15,100円	11,330円	7,550円	3,780円
平成26年度の月分	15,250円	11,440円	7,620円	3,810円
平成27年度の月分	15,590円	11,690円	7,790円	3,900円

※平成25年度分以前の保険料には、一定の額が上乗せされます。

国民年金保険料の追納制度
 国民年金保険料の免除（全額・一部）・納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受取額が少なくなりますが、そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば、さかのぼって納めること（追納）ができます。
 追納保険料は、過去の分から順次納めていただきます。

※一部免除は、納付すべき一部の保険料を期限内に納付する必要があります。納付しない場合には、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となり、追納することとなります。ぜひご注意ください。
 ※手続き先は日本年金機構です。詳しくはねんきんダイヤル ☎0570-051165
 ※IP電話・PHSのかたは ☎03-6700-1165
 または熊谷年金事務所までお問い合わせください。（※郵送による手続きが可能です）

台風や長雨による水害へ備えましょう

●問い合わせ 総務防災課（☎574 - 6635）

いざ水害が発生した時や、その予兆がある時に、慌てず速やかに命を守る行動をとるためには、日頃からの備えが大切です。

1 ハザードマップを確認

万が一避難が必要になったときのために、自分が普段生活する地域で、水害の際に危険と思われる場所や避難する場所を、ハザードマップ（災害予測図）で確認しましょう。



▲洪水・内水ハザードマップと地震ハザードマップ。総務防災課や総合支所、公民館で配布しています

2 複数の手段から情報を入手

水害は地震と異なり、被害につながるような『激しい雨』などの予兆を、ある程度予測することができません。
 テレビやラジオ、インターネットなどから提供される、気象情報、災害情報、避難情報などから、災害の予兆を見逃さず、命を守る行動に結びつけましょう。災害時は、防災行

災害時などの情報入手方法

防災行政無線、テレホンサービス（☎0180-99-4431・防災行政無線の放送内容を確認できます）、市や気象庁のホームページ、市メール配信サービス、ツイッター、テレビ（データ放送）などがあります。※ハザードマップに情報の入手方法を掲載しています。

市メール配信サービスの登録

▲QRコードを読み取り、空メールを送信してください

3 通信は禁物
 災害時に『自分は大丈夫』という過信は禁物です。避難すべきか迷うこともあるかと思いますが、わずかな時間でも状況は悪化することがあります。少しでも危険を感じたら、迷わず、速やかに避難してください。